

## Restec PC サポート約款

お客様（以下「甲」といいます。）は、株式会社リステック（以下「乙」といいます。）の販売するパソコン製品に対する保守サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するためには、本約款の全文をお読みいただいた上で、本約款に同意いただく必要があり、甲による本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをもって本約款に同意したものとし、以下の記載内容が適用されます。

### 第1条（目的）

本サービスは、乙の販売代理店を通じて甲が購入したパソコン製品（以下「当社販売 PC」といいます。）の使用上の様々な問題・トラブルに対応することを目的とします。

### 第2条（本サービス内容及び対象）

1. 本サービスは、当社販売 PC の購入に付随するサービスであり、当社販売 PC を購入後本規約にご同意いただくことで利用することができます。本サービスは、当社販売 PC の操作方法・問題解決方法を電話・メール・当社販売 PC の遠隔リモート操作によりサポートします。本サービスは日本国内に限り行うものであり、日本国外からの依頼は本サービスの適用対象外となります。また、本サービスにおいて、乙が相当と認める場合を除き、訪問対応でのサポートは致しません。
2. 本サービスの対象は、以下に定める内容となります。ただし、以下の内容は、変更する場合があります。
  - ① ローカルアカウント作成・サポート
  - ② マイクロソフトアカウント作成・サポート
  - ③ Office アカウント作成・サポート
  - ④ メールアカウント設定・サポート
  - ⑤ ネットワーク接続サービス・サポート
  - ⑥ その他 PC 使用時の操作方法・問題解決方法のサポート
3. 本サービスは、当社販売 PC の現状維持、障害復旧を支援するものですが、現状維持、復旧その他の特定の結果の実現を保証するものではありません。
4. 本サービスは、乙の定める対応時間内での対応となります。
5. 当社販売 PC であっても、以下に定める故障等については、本サービスの適用対象外です。
  - ① 破損・滅失等の程度が著しいと乙が判断した場合
  - ② 甲の取扱上の不注意もしくは誤用又は特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による場合
  - ③ 火災または落雷等の天災地変その他甲または乙のいずれの責にも帰することのできない事由による場合
  - ④ 乙または乙が指定する技術者以外の者による改造、分解、修理等による故障の場合
  - ⑤ 違法コピー、ライセンス違反、周辺機器、ソフトウェア等に起因すると思われる故障の場合
  - ⑥ 甲が無断で対象機器の改造、オーバーホール又は他の機器の取扱いを行ったことによる場合
  - ⑦ 停電、害虫等の侵入その他外的要因による場合
  - ⑧ その他、ウイルス感染などのネットワーク攻撃を含む、対象機器に起因しない原因による場合
  - ⑨ 前各号に準ずる場合
  - ⑩ その他、乙が不相当と認める場合

### 第3条 (本サービスの提供期間)

1. 本サービスの提供期間は、当社販売 PC の設置日から3年間又は甲が当社販売 PC の利用を終了する日のうちいずれか早い日までとします。
2. 本サービスの提供期間を延長することはできないものとします。その上で、甲が本サービスの提供期間外の期間にサポートを必要とする場合には、乙は甲の問い合わせ内容に応じて、別途乙の有償サービスにお申込みいただくものとします。

### 第4条 (本サービスの名称、問い合わせ先及び受付時間)

本サービスの名称、問い合わせ先及び受付時間は、以下の記載のとおりとします。

サービス名称 : Restec PC サポート

問合せ先番号 : 0120-088-189 (フリーコール)

問合せ先 mail : support@re-stec.co.jp

受付時間 : 平日 9:00 ~ 18:00

土曜日・日曜日・祝祭日・夏季休業日・年末年始休業日は除く

夏季休業日・年末年始休業日詳細は、乙 Web サイト(<https://www.re-stec.co.jp>)に記載されます。

### 第5条 (本サービスの第三者への委託)

乙は、本サービスの履行を、保守委託会社その他の第三者に委託することができます。

### 第6条 (乙から甲への通知方法)

乙から甲への本サービスに係る通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他乙が適切と判断する方法により行います。

### 第7条 (甲の報告義務)

1. 甲は、商号、代表者、住所、連絡先又は本サービスの利用のために乙に提出した情報等に変更があった場合には、乙に対し、ただちに連絡しなければなりません。
2. 甲が、前項に基づく連絡を怠った場合には、これに関して生じた損害について、乙は、一切責任を負いません。

### 第8条 (甲の権利譲渡の禁止)

甲は、乙の事前の書面による承諾なしに、本サービスの利用に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡すること又は自己もしくは第三者のために担保に差し入れることその他一切の処分をしてはなりません。

### 第9条 (本サービス及び本約款の変更、停止及び廃止)

1. 乙は、事由を問わず、甲に対する事前の通知をすることなく、また、甲の承諾を得ることなく、本サービス又は本約款の全部または一部を変更・停止・廃止することができるものとします。なお、乙は、本サービス又は本約款の内容を変更・停止又は廃止したことによって甲又は第三者に損害が生じた場合でも、一切責任を負いません。
2. 乙は、前項に基づき本サービス又は本約款の内容を変更した場合には、変更後の本サービス又は本約款の内容を、乙が指定する方法により甲に対し通知します。ただし、通知を行わない相当な事由があるときは、この限

りではありません。

3. 本サービス又は本約款の内容が変更された場合には、前項の通知の有無を問わず、甲に対し、変更後の本約款及び本サービスの内容が適用されます。
4. 前各項の定めにかかわらず、本約款が民法の定める定型約款に該当する場合は、民法548条の4の定めに従い、本約款を変更いたします。

#### 第10条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本サービスに関連して知り得た相手方の営業上、技術上またはその他の業務上の機密情報を保持し、本サービスの提供以外の目的で第三者に開示又は漏えいしません。ただし、顧問契約を結んだ弁護士、会計士、税理士その他の守秘義務を負う外部専門家に対する必要な限度における開示及び法令に基づき開示義務を負う場合（刑事訴訟法に基づく照会及び弁護士法に基づく照会を含みます。）の必要な限度における開示は、この限りではありません。
2. 本条の規定は、本約款終了後も有効に存続します。

#### 第11条（個人情報の保護）

甲及び乙は、本サービスの遂行にあたり相手方の情報を、保護措置を講じた上で適正に管理するものとし次の事項を遵守します。

1. 甲及び乙は、本サービスに基づきまたは本サービスの過程で相手方から開示を受け、知り得た個人情報（個人情報保護法2条1項に定める個人情報をいいます。）を本サービスの提供以外の目的で第三者に対して開示又は漏えいしてはなりません。ただし、顧問契約を結んだ弁護士、会計士、税理士その他の守秘義務を負う外部専門家に対する必要な限度における開示及び法令に基づき開示義務を負う場合（刑事訴訟法に基づく照会及び弁護士法に基づく照会を含みます。）の必要な限度における開示は、この限りではありません。
2. 本条の義務は、本約款終了後も存続します。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自ら及びユーザーその他の関係者が過去及び現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明するとともに、将来にわたりいずれにも該当しないことを保証します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供する、便宜を供与するその他の社会的に非難されるべき関係（以下「社会的に非難されるべき関係」という。）を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布すること又は偽計若しくは威力を用いることにより相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他の前各号に準ずる行為

#### 第13条（乙の免責事項）

1. 本サービスの対応時間内に対応できないことに関して生ずる一切の損害について、乙は責任を負いません。
2. 乙の責めに帰すべき事由の有無を問わず、プログラム又はデータの破壊、損傷、変更、消失及び本サービスの全部又は一部の履行遅滞又は履行不能に関して生じる一切の損害について、乙は責任を負いません。ただし、乙に故意又は故意に匹敵する重大な過失がある場合は、乙は、次項の限度で責任を負います。
3. 本約款に関する乙の損害賠償責任（本約款に基づいて本サービスの全部又は一部を保守委託会社その他の第三者に委託した場合において、当該第三者の行為により生じた損害の賠償責任も含まれます。）は、乙の責に帰すべき事由がある場合に限り、かつ、当社販売 PC 購入代金の 10%額を上限とします。

#### 第14条（本サービスの利用契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - (1) 本サービスの運用を妨害した場合
  - (2) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行った場合
  - (3) 本サービスの利用申込書その他の本サービスの利用申し込みにあたって乙に提出する必要がある書類に虚偽の記載、誤記があった場合又は記入漏れがあった場合
  - (4) 本約款等に違反した場合
  - (5) 本約款を遵守することが困難となる事由が生じた場合
  - (6) 反社会的勢力との積極的な接触又は取引があることが判明した場合又は、反社会勢力であることが判明した場合
  - (7) その他本サービスを継続することが相当でない事由がある場合

#### 第15条（信義誠実の原則）

本サービスに規定なき事項及び本サービスの解釈に疑義を生じた場合には、甲乙は信義誠実を旨とし両社協議の上、解決するものとします。

#### 第16条（準拠法）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、関連法令及び本約款を遵守しなければなりません。
2. 本約款の解釈は、日本国法に準拠します。

#### 第17条（専属的合意管轄裁判所）

本約款又は本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上